

14

公益社団法人日本建築積算協会 会員入退会管理規程

平成28年4月1日施行

公益社団法人 日本建築積算協会

公益社団法人日本建築積算協会 会員入退会管理規程

(総則)

第 1 条 本会の入退会管理に関する規程は、定款及び規則の定めるところによるほか、この規程による。

(入会申込)

第 2 条 本会への入会希望者（特別会員は除く）は、所定の入会申込書に必要事項を記入の上、本部へ提出しなければならない。

(審査)

第 3 条 理事会は、会員委員会報告書に基づいて、入会承認の可否を審査決定する。

(審査結果の通知)

第 4 条 理事会で入会を承認した者には、速やかに会員証を送付し、これをもって入会承認通知とする。なお、入会を承認しなかった者については、その理由を通知しなければならない。

(会員権利及び承認通知)

第 5 条 本会会員の権利は、入会を承認された時に発生する。

- 2 会員として権利が発生した者については、会員番号を設定し、会員証を交付する。
- 3 会員番号の設定された会員については、ただちに会員原簿に記入し、併せて支部にこれを通知する。
- 4 初めて入会を承認された者については、本会出版の書籍（PCMシリーズ）のうち希望する1冊を無料贈呈する。

(退会)

第 6 条 定款第10条に基づき本会を退会しようとする者は、本部に退会届を提出しなければならない。滞納会費がある場合は、本部は完納確認後、退会を受理する。

(一時休会)

第 7 条 会員が病気その他やむを得ない理由により、長期に亘り会員活動が困難な場合には、復会を前提として、本部に会員がその申請を行なうことにより、一時休会会員なることができる。但し、申請時会費を完納していなければならない。

- 2 申請期間は原則として2年を限度とし、年度毎に再申請を必要とする。但し

延長期間は最大1年、計3年を限度とする。

- 3 休会会員は休会中の会費を免除すると共に、会員の権利を一時停止する。
- 4 会長は休会申請を理事会に報告し、また復会者も同様とする。
- 5 休会申請書の書式は別に定める。

(会費の滞納)

第8条 会費は当年度4月に納付されなければならない。会員の会費滞納が3ヶ月経過した時は、本人に会費納入を促す。

会費滞納1年を経過した時は、本人に退会の意志を問うと共に、理事会の議を経て会員資格を一時停止する。

これに伴い、次の権利を停止する。

- (1) 本部・支部定時総会、臨時総会における議決権
 - (2) 会誌・支部報の送付
 - (3) 会員に対するその他の情報の送付
 - (4) 講習会・見学会・更新講習等において通常受けることのできる権利
- 3 前項により退会の意志のあった者については、滞納分の会費を請求し、滞納金の受領を確認後、退会の手続きをとる。
また、退会の意思表示をなさなかった者は、前年度滞納分の会費および当年度分の会費を納付することにより、会員資格を復活する。
 - 4 会費滞納が2年にわたる者については、会員資格停止（滞納1年経過後）以前1年分の滞納会費の請求をなすと共に、理事会の議を経て退会扱いとする。
 - 5 会費滞納のまま退会した者については、再度の入会を認めない。ただし、前項の会員資格停止以前1年分の滞納会費を全額納付した場合は、この限りではない。

(仮入会)

第9条 第2条第1項の入会申込より入会承認までは仮入会とし、申込時納入の入会金及び年会費は仮受領金として取扱い、入会承認されなかった場合、仮受領金は返還するものとする。

- 2 仮入会承認は、会長が行う。

(仮入会者への会員証交付と会員権利の付与)

第10条 第4条（審査結果の通知）及び第5条（会員権利及び承認通知）の定めに関わらず、迅速な入会手続きと会員権利の付与を行い、会員サービスを向上させるために、以下の運用を行う。

- 2 仮入会者には仮入会番号を設定し、仮会員証交付とともに本人に通知する。また併せて支部に通知する。
- 3 仮入会者には会誌を送付し、講習会・見学会等の会員権利をもつものとして取扱う。ただし、総会議決権および建築積算士更新講習費用に関する権利を

除く。

- 4 仮入会者が理事会において入会を承認された場合、仮入会番号は会員番号となり、仮会員証は正規の会員証となる。また、全ての会員権利が付与される。

- 附則
1. この規程は平成25年4月1日から施行する。
 2. この規程は平成26年4月1日から改定する。
 3. この規程は平成26年6月1日から改定する。
 4. この規程の改定は、平成28年4月1日から施行する。